

令和4年3月1日【第148号】

ふじさき 社協だより



社会福祉法人
藤崎町社会福祉協議会

〒038-1214

藤崎町大字常盤字富田 70-1
(常盤老人福祉センター内)

☎65-2056 FAX69-5262

HP: <http://www.fujisaki-shakyo.or.jp/>

QRコードはこちら→



福井ルイさん(舟場)

「いざという時に助けを求めたり、相談することが出来るので、安心感があって助かります。これからも元気に楽しく生活していきたいです。」

地域で見守る
福祉安心電話事業



【福祉安心電話とは?】

在宅で生活する一人暮らし高齢者等を対象に近隣に住む協力員や関係機関とのネットワークにより、緊急時における安全及び日常生活の安心とふれあいを図ることを目的に、加入者からの通報に24時間体制で対応する緊急通報システムです。

いきいきふれあいサロン・一人暮らし高齢者昼食会 日程

☆いきいきふれあいサロンの目的

町内の65歳以上の方を対象に、地域のふれあい交流を通して、仲間づくりの輪を広げ、地域の介護予防の拠点として心身機能の向上を目的に行っています。

☆いきいきふれあいサロンの内容

- ・ 血圧測定と健康チェック
 - ・ 簡単な体操やゲーム、福祉のお話
- 【時間】午前10時より
【参加費】無料



【送迎サービス】

会場までの送迎サービスを行っています。近くの民生委員さんにお話してください。

月日	地区	場所
3月16日(水)	林崎	林崎研修センター
3月17日(木)	舟場・表町	老人憩の家
3月29日(火)	柏木堰	柏木堰集会所
3月30日(水)	福左内	福左内公民館

※新型コロナウイルス感染症予防のため、昼食はしばらく中止となります。

☆ふれあい合同昼食会

【月日】3月17日(木) 【時間】11:00～

【場所】藤崎町文化センター

※コロナの感染状況により中止になる場合があります。ご理解とご協力よろしくお願い致します。

社協心配ごと相談所・こころの健康相談・法律相談 開催日程

日常生活の困りごとや病気、経済的な問題にも、社協相談員・保健師・司法書士が対応します。

◆社協心配ごと相談所 毎週水曜日 相談時間 9:00～12:00 ☆予約不要

月日	相談種別	相談員	場所
3月2日(水)	お休み		
3月9日(水)	一般相談	社協相談員	藤崎・常盤老人福祉センター
3月16日(水)	こころの健康相談	司法書士、保健師、社協相談員	藤崎老人福祉センター
	一般相談	社協相談員	常盤老人福祉センター
3月23日(水)	一般相談	社協相談員	藤崎・常盤老人福祉センター
3月30日(水)	一般相談	社協相談員	藤崎・常盤老人福祉センター
4月6日(水)	一般相談	社協相談員	藤崎老人福祉センター
	こころの健康相談	司法書士、保健師、社協相談員	常盤老人福祉センター
4月13日(水)	一般相談	社協相談員	藤崎・常盤老人福祉センター
4月20日(水)	こころの健康相談	司法書士、保健師、社協相談員	藤崎老人福祉センター
	一般相談	社協相談員	常盤老人福祉センター
4月27日(水)	一般相談	社協相談員	藤崎・常盤老人福祉センター

◆広域法律相談所 相談時間 10:00～12:30

☆要事前予約(1日5件まで)無料 ☆申込:藤崎町社協 TEL65-2056

月日	相談種別	相談員	場所
4月22日(金)	法律相談	弁護士	平川市健康センター
5月27日(金)	法律相談	弁護士	大鰐町総合福祉センター

相談室



福祉安心電話～みんなで支えあう地域へ～



☆藤崎町の設置状況

藤崎地区：15台
常盤地区：8台

☆対象者

在宅で生活する一人暮らし高齢者や障がいのある方。

※ 福祉安心電話の設置には、協力員を3名程度登録することが要件となっています。

詳しくは、藤崎町社会福祉協議会までご相談ください。(TEL65-2056)

紙おむつ支給事業～在宅介護をされてる方へ～

紙おむつ支給事業とは、高齢者等で介護を要する状態の者に対して紙おむつを支給することにより、その家族の経済的負担の軽減と高齢者福祉の増進を図っています。

☆対象者

・藤崎町に在住している高齢者等で、**在宅で介護を要する状態**（寝たきり、認知症等）であり、その状態が長期（3か月以上）にわたり継続すると判断される方。

※生活保護を受給されている方や特別障害者手当を受給されている方、入所施設を利用されている方は対象外となります。

☆申請の仕方

・申請希望の方は社協にご連絡ください。申請受付後、職員が状態確認のため自宅にお伺いします。

☆支給内容

・対象者の身体状態に合わせてA、B、Cの段階を認定し、その段階の金額内で支給物を決定します。

※A（1,500円）、B（2,000円）、C（2,500円）相当の紙おむつを支給します。

☆支給物例

・尿取りパットや紙オムツ各サイズなど

紙おむつ支給事業は社協会費と赤い羽根共同募金の配分金を活用させていただいております。

赤ちゃんのおむつも支給してよ



西豊田・ときわ温泉 臨時休業延長のお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、**西豊田・ときわ温泉の臨時休業を3月6日（日）まで延長**することとなりました。

町内の皆様にはご不便をおかけ致しますが、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

休業のお知らせ



生活福祉資金についてのお知らせ

《教育支援資金》

高等学校・高等専門学校・大学（短期大学を含む）への進学または在学中のお子さんがある家庭で、低所得者世帯を対象に資金の貸付を行っています。※大学院にかかる費用は対象外です。

【貸付条件】

○低所得者世帯の方で
何らかの理由により、
他の制度（奨学金制度等）
の利用ができない方。
※詳細は下記の通り



【修学費】

○高等学校 月 35,000円以内
○高専・短大 月 60,000円以内
○大学 月 65,000円以内



【支度費】

入学金や制服など入学に必要な経費 500,000円以内

※低所得者世帯の目安 ⇒ 同居家族全収入（月額）÷ 世帯人数 = 80,000円以下
※他制度とは ⇒ 町教育委員会奨学金、母子寡婦福祉資金、日本学生支援機構
日本政策金融公庫、金融機関

《緊急小口資金特例貸付》

新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で、収入が減少し生活にお困りの方はご相談ください。

□貸付上限額 20万円以内

□据置期間 1年以内

□償還期限 2年以内

□無利子・保証人不要

☆申込期限：令和4年3月31日まで

※面談の日時、書類等の説明、貸付に関する内容の確認がありますので、事前にご連絡をお願いします。

藤崎町社協 ☎65-2056



子育て支援事業～いざという時助かります～

藤崎町社協は地域の子育て応援します！

子育て支援事業とは、「子育てをお手伝いしてほしい人」と「子育てをお手伝いしたい人」が、会員として登録し、相互の責任と信頼関係のもとに子育ての援助を行う事業です。

☆活動の内容

一時的な子どもへの対応を短時間で補助的な支援を行います。

たとえばこんな時…

■保育園の保育開始時間まで及び保育終了後に子どもをお預かりします。

■利用会員のお子さんを保育園等へ送迎いたします。

■通院・学校行事・冠婚葬祭への参加のため。

☆利用料、利用時間

月曜日から金曜日までの午前7時～午後7時 1時間 600円

土・日・祝日、年末年始及び上記の時間外 1時間 700円

交通費（サポーター自家用車使用時） 1km 50円×距離数



※黒石市、平川市、藤崎町に在住の生後3か月から小学校6年生までの子どもがいる方が対象となります。

※その他、詳細については藤崎町社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。